

『理尽鈔』と『中古日本治乱記』 『後太平記』

— 『太平記秘伝理尽鈔』研究』補遺稿 3 —

今 井 正之助

はじめに

副題は、「『太平記秘伝理尽鈔』研究』補遺稿」（愛知教育
大学大学院国語研究24、二〇一六・三）、「佐賀の楠流―堀江
甚三郎重治と南木流兵書―」（日本文化論叢24、二〇一六・三）
に続く補遺稿の意である。

前稿「佐賀の楠流」第三節「堀江甚三郎の兵法伝授」（鍋
島直朝）の項に

鹿島藩主鍋島家初代（三代とする考え方もあり）（日本人
名大辞典）、在位 1642-1672。伝授の具体的図書は確認
できないが、

と記した。その後、有馬成甫・島田貞一「九州方面軍事史資
料探訪記」（軍事史研究第2巻、一九三七）、祐徳文庫の箇所
に下記の記述のあることを知った。ただし、実見していない。

又万治二年卯月四日堀江甚三郎から鍋島和泉守へ相伝の
武者押、斥候之巻、旗旌之巻、日取用捨巻、船軍巻、城
攻秘伝抄、理数論、足輕備之巻、小屋取秘伝抄（以上は
楠流と推定）合計九折等は注意すべき兵書と思はれた。

*

以上は前稿の補遺である。

本稿で対象とする『中古日本治乱記』について、ましまつ
た言及は、菊池真一「『中古日本治乱記』所載歌一覧及び各
句索引」（近世初期文芸8、一九九一・二）の次の記述のみ
である。

『中古日本治乱記』は、豊臣秀吉の祐筆・山中山城守長
俊の手になる一大歴史書である。慶長七年の自序によれ
ば、秀吉の命により、『太平記』の後を承ける形で、貞
治元年から慶長二年までの二百数十年にわたる記述を終

えたが、秀吉が没した。その後朋友太田和泉守資方の勧めを容れて増補し、慶長五年の関ヶ原の戦いの終結までを記した。秀吉の死さえなければ、かくも埋れることはなかつたであろうと思われる、詳細な室町・安土桃山時代史である。

『中古日本治乱記』には、八十五巻本と九十一巻本（共に写本）がある。太田資方の跋文には、

（跋文引用略・今井。山中の死後、太田が本書を相伝した旨を記す。日付は「于時慶長十年乙巳晩夏日」）

とあるが、『寛政重修諸家譜』によれば、山中長俊は慶長十二年十二月二十四日没であり、跋文の記述と一致しない。子孫についても両者矛盾が見られる。後考に委ねる。

古典遺産の会編『戦国軍記事典 天下統一篇』（二〇一・一二、和泉書院）は書名を二箇所に記載しているが、立項が望ましかった。膨大な記事量を持つ本書をどのように扱ったらいいのか、その特質をきちんと分析しておく必要がある。

拙著六四四頁注（6）に、『後太平記』が細川頼之関係の記述に『理尽鈔』を用いていることを指摘した。『中古日本治乱記』巻一〜三にも『理尽鈔』と共通する記事がある。『中古日本治乱記』がその序・跋にいうように慶長初めの成立とすれば、『理尽鈔』（最終的成立は慶長の後年から元和にもか

ころうかという時期。拙著七頁）に先立ち、『理尽鈔』生成過程を左右する重要資料となる。本稿の主たる課題はこの点の検討にある。

西丸佳子『後太平記』の研究―『中古日本治乱記』との比較を中心に―（甲南国文44、一九九七・三）は、標題の二書の調査を行い、『後太平記』の全三〇八話のうち二二〇話（『中古日本治乱記』と同じ話）であり、「本文の類似状態から『後太平記』が『中古日本治乱記』を利用して書いた可能性は大である」という。西丸論は『中古日本治乱記』の序・跋年をそのまま、論の前提としている。

『後太平記』の刊年は延宝五年（一六七七）であるが、跋文によれば元和三年（一六一七）に形を整えていたという。いづれにせよ『中古日本治乱記』の序・跋年より降る。しかし、『中古日本治乱記』の序・跋年の信憑性が揺らげば、両書の先後関係は覆る可能性がある。

一、伝本覚書

国文学研究資料館「日本古典籍総合目録データベース」（古典籍DB）から完本と覚しきものを拾えば、およそ下記のように分けられる。なお、同館「日本古典籍資料調査データベース」（調査DB）の調査カードも参看した。○印は稿者披見。（八五巻系統）

○国立国会図書館(八五卷四二冊。古典籍DBには「八三卷」とあるが完本。総合目録はなし。外題「日本治乱記」、○京都大学(八五卷八五冊)、宮城県図書館(八五卷八六冊。調査DBによる)

※尊経閣文庫(八五卷目録共八六冊)は虫損のため閲覧不能。東洋文庫(八五卷九二冊)、同志社大学小室・沢辺記念文庫(八五冊)、秋田県立図書館(八五冊)は完本と思われるが、未確認。国会図書館(六五冊)は巻六五まで存。「内閣(巻六八―八五、七冊)」は表記の巻存。

〈九一卷系統〉※九一卷九二冊とあるものは、目録一冊。

○国立国会図書館(九一卷九二冊。目録DBにないが同館NDLOPACに収録)、○国立公文書館(九一卷九二冊。内閣文庫)、○大阪府立中之島図書館(九一卷九二冊)。○名古屋市蓬左文庫(九一卷九二冊)。臼杵市立臼杵図書館(九一卷五〇冊。調査DBによる)

八五巻本は国会図書館本、九一卷本は蓬左文庫本により、両系の相違を概観しておく。まず八五巻本の構成を略記する。

慶長七年山中長俊序

巻一〜巻五八・九一卷本に同じ。

巻五九

九一卷本の〈巻五九末3章段・巻六〇始3章段(丹波関係記事)・巻六一全巻(丹波関係記事含む)を除く部分。

巻六〇(九一卷本の巻六二)〜巻七〇(同巻七二)

(九一卷本の巻七三相当無し・奥羽関係記事)

巻七一(九一卷本の巻七四)

(九一卷本の巻七五・七六・七七相当無し・奥羽関係記事)

巻七二(九一卷本の巻七八)〜巻八五(九一卷本の巻九二)

慶長一〇年太田資方跋

寛永二〇年江北狂風子再跋(※蓬左本「寛永二年癸未」。

癸未は二〇年。八五巻本系も含め、他本「二〇年」)

八五巻本は、九一卷本の序文中の「:既ニ之ヲ草ス。都テ記スル所八十四卷。貞治元年壬寅ヨリ慶長二年丁酉ニ至リ二百三十六年」の傍線部を「七十二卷」とし、同じく「重ネテ當時ノ逆乱ヲ増補シ、今年辛丑、草書成ル。時ニ慶長之六年也。全部九十一卷」を「八十五卷」とする。全巻の精査はしていないが、八五巻本と九一卷本との主な相違は一部の巻の有無により、共通部分は章段の順序、詞章など大差ないものと思われる。

(一) 巻四〇「徳川元康公御賢息三郎信康卿御誕生事」(八五巻本傍線部「之子息」、巻六三「家康卿御勢破遠州橘谷砦付同所高天神城并駿州藤枝軍事」(八五巻本巻六一「橘谷砦砦付高天神落城并藤枝事」)など、九一卷本の章段名がより丁寧。(二) 右とも関連するが、巻六「伊達大膳大夫持宗奥州赤館籠城事付先祖代々由緒働事」(八五巻本「奥州赤館合戦事」、巻七「伊達成重籠大仏城責付大仏落城并伊達尚宗植宗晴宗三

代事」(八五巻本傍線部なし)などの異同は、八五巻系に無い巻が「奥羽関係記事」を宗としている事とつながる。その八五巻系に無い、九一卷系巻七七の「正宗正月十四日嘉例付依秀吉之召正宗赴相州小田原事」は、両系ともに存する巻七九(八五巻系巻七三)「伊達正宗来小田原陣付秀吉陣中雜説事」と関連する。巻七七の記事は、正宗が苦心の甲斐なく、小田原に遅参してしまつた事情を、正宗側に立つて明かし、巻七九の記述を補うものである。

以上により、九一卷本が後出、という印象をもつが、同一の編者による所為かどうかも含め、なお検討を要する。

小稿で扱ふ範囲はいずれを用いても支障なく、以下、九一卷本(蓬左文庫)により、論を進める。

二、後光厳踐祚秘説

『中古日本治乱記』巻一に、後光厳踐祚の際の二条良基の大胆な発言が記されている。「將軍義詮薨御事」の中、義詮の病惱、細川頼之の執事就任、義満の正五位左馬頭叙任、「同(貞治六年二月七日)の義詮死去に続く部分である(小稿第三節(対照表1)の④と⑥Bとの間。本文は後掲)。この記事は『理尽鈔』『後太平記』には無いが、『中古日本治乱記』の成立時期の有力な手掛かりとなる。

1. 典拠の特性

周知のように、北朝の後光厳帝は、めまぐるしく変転する政治状況の中で、異例の形で踐祚した。

後述の検討にも関わつてくるので、足利尊氏、義詮の動向を中心に、この間の経緯を注記しておく。

〈観応二年、南朝・正平六年。一三五二〉尊氏は、京都から逐電した直義追討のため、一〇月二四日に南朝に降り、直義追討宣旨を得て一月四日に京を発つた。同七日には北朝の天皇および皇太弟直仁親王が廢され、「正平の一統」がなる。二三日には北朝伝来の三種の神器が南朝に回収される。

〈観応三年、正平七年。一三五二〉尊氏は直義を倒し、一月五日に鎌倉に入った後も、関東の新田勢と戦いを続ける。京都では、閏二月二〇日、南朝勢の急襲を受け、義詮は近江に逃れるが、二一日、光厳・光明・崇光三上皇と直仁は南朝方の八幡に移される。三月一五日、義詮は京都を回復し、五月一日には南朝勢の拠点八幡を落としたが、光厳院らは賀名生に連れ去られた。こうして先主崇光院も三種の神器も不在の状況で、八月一七日に後光厳が踐祚し、九月二七日に文和と改元する。

〈文和二年、正平八年。一三五三〉六月に山名および南朝勢の京都襲撃に、義詮は後光厳帝を奉じ、美濃垂井に赴く。七月には山名らは勢いを失い、義詮は二六日に上洛。尊氏は

二九日に鎌倉を発ち、九月三日に垂井行宮で後光厳帝に謁し、二一日に帝を奉じて入京する。したがって、後光厳踐祚の際、尊氏は京都にはいなかったことに注意しておきたい。

二条良基の記事に関連しては、橋本政宣『近世公家社会の研究』（吉川弘文館、二〇〇二）第五部第二章、小川剛生『二条良基研究』（笠間書院、二〇〇五）第二篇第一章が参考となる。『続本朝通鑑』（本朝通鑑統編）に良基の発言が載り、その記事は『二条殿秘説附下部秘説』（以下『二条殿秘説』）のなかの「二条殿由来」に拠り（小川著一九二、一九五頁）、林家旧蔵の『二条殿秘説』が東京大学史料編纂所に蔵されている（橋本著六六七、七四一頁。小川著一七〇頁）。

史料編纂所の「所蔵史料目録データベース」によれば、『二条殿秘説』の奥書は「寛永廿年十月十三日二条康道公より吉良上野介へ被遣板倉周防守所二而酒讚州松豆州披見之時直以正本写之了 春齋」とあり、小川著一七〇頁は「後浄明珠院撰政二条康道（一六〇七―一六六六）が吉良義弥に遣わした「正本」を、寛永二十年（一六四三）十月十三日、林鶯峰（春齋）が写した」と記す。

史料編纂所・大日本史料総合データベース、寛永二〇年九月八日の綱文に「己亥、家光、老中酒井忠勝・松平信綱を京師に遣し、林信勝父子をして随行し、即位の儀を書し、献せしむ」とある。信勝父子は道春（羅山）・春齋父子。『二条殿秘説』は、後光明帝即位の際、二条康道が高家吉良義弥（五

月一日に京都に発っていた）に渡し、それを京都所司代板倉重宗の屋敷で酒井忠勝、松平信綱が披見した時、同席した春齋が写した。書写の事情は以上であるが、「十月十三日」は厳密には吉良義弥のもとに「正本」が届けられた日付ではなからうか。

「正本」が届けられているのだから、『二条殿秘説』は文字通りの門外不出の秘書ではない。また、「二条家が多くの記事記録を有し、秘書の類も多いこと、（中略）二条良基が後光厳天皇の即位のとき大きな役割を果たしたこと、義満が良基とよく政務の審問に与り、諸家の記録もみな二条家に集まったことなどが書かれている」（橋本著六六七頁）という巻初の内容から、本書は外部の眼を意識しているとみなされる。ことに、「徳川家康の偏諱をうけ康道と称した」（橋本著六六六頁）二条康道にとって、天皇即位に際して幕府首脳が上洛したことは二条家宣揚のまたとない機会であったと思われる。しかし、このような特別な状況下でなければ、本書が二条家の外に簡単に披露されることはなかったであろう。

普ク天下ニ課セテ諸家ノ伝記ヲ聚メ、兼ネテ又諸国郡県ニ於テ一時一戦ノ小事ト雖モ、其領主ニ命ジテ之ヲ其所ニ質シ、伝記ニ勘合シテ虚実ヲ分明シ、謬レルヲ刊リ闕ケタルヲ補イ、全部ヲ集メ記ス。

というのが『中古日本治乱記』序の語る生成過程であるが、『太平記』の後の「中古之治乱」編纂を目ざすのであるから「諸

家ノ伝記」とは武家の軍功書の類をさし、後光厳踐祚（「太平記」卷三二）の際の秘説などは蒐集対象外である。そもそも二条家の側に披露の意志が無ければ、本書の存在が外に知れるはずもなく、二条家が『中古日本治乱記』編纂資料として進んで提供するなどということもまったく考えがたい。

したがって、『中古日本治乱記』の成立は、寛永二〇年一〇月以前ではありえない。「慶長七年壬寅仲呂日」山中山城守長俊序、「慶長十年乙巳晩夏日」太田和泉守資方跋、「寛永二〇年癸未夾鐘日」（夾鐘は陰曆二月）江北狂風子再跋のいずれも仮託である。小稿が当初の課題とした『理尽鈔』に先立つ可能性も消え去ったと考えるが、なお検討を続ける。

2. 『二条殿秘説』『続本朝通鑑』との対比

『中古日本治乱記』の当該記事と『二条殿秘説』『続本朝通鑑』のそれとを対比し、依拠資料の絞り込みをはかる。

◇『中古日本治乱記』（問題とする箇所）に、私に（一）から（七）の番号を振る。漢文表記部分は訓み下した）

- （一）其頃京都ノ帝王ヲバ後光厳院ト申シ奉ル。諱ハ弥仁ト申ス。崇光院同腹ノ御弟也。崇光院先年南方へ捕ハレ玉ヒ、南帝モ八幡ヲ去テ吉野へ還幸有シニ依テ、（二）義詮、將軍ノ計ヒニテ、觀応三年八月弥仁十五歳ニテ即位シ玉フ。（三）三種神器モ皆、南帝ノ御方へ渡サレ

シカバ、「即位ノ儀如何」ト諸卿傾ケ申ト雖モ、（四）武家ヨリ強テ申行ハントシ玉ヒケリ。此時、二条閔白良基進出テ宣ヒケルハ、（五）夫三種ノ神器ト申ハ、天照太神天下ヲ治サセ給御心ヲ形ニ作テ、末世帝王ノ御慎ト仕ルナレバ、強テ其神器ヲ以テ神宝トスルノミニハ非ズ。去バ当今御治世ノ初ニハ、（六）宝劍ニハ將軍（八五卷本も含め、他本「尊氏」ヲ用ラルベシ。（七）神璽ニハ良基ヲ用ラレシニ何ノ痛コトノ候ベキ）ト申サレシカバ此儀ニ定リ、頓テ踐祚アリシトゾ聞ヘシ。

◇『二条殿秘説』（橋本著六六七頁に拠る）

後光厳院即位ノ時、（三）三種ノ神器吉野ノ南朝ニ渡テ都へ帰ラス。「三器ナクシテ新帝ノ即位先例ナケレバ如何」ト各申ニヨリテ、（四）尊氏モ案ジ煩レケルトキ、良基ノ曰ク、（五）天照大神ヲ以テ鏡トシ奉リ、（六）尊氏ヲ以テ宝劍トシテ、即位マシマサバ、何ゾ先例ナキコトヲ憚ラン。（七）神璽ニ用ル人ナクバ、不肖ナリトモ良基ヲ用ヒラルベシ」トテ、即位ノ議定テ、後円融・後小松ノ伝位モ此例ヲ用ヒラル。

◇『続本朝通鑑』（巻第一三八。国立公文書館デジタルライブラリー収録、紅葉山文庫旧蔵清書本「請求番号…特00010001」の訓点を参照して訓み下した形を示す。）

伝へ称す、公卿、(2) 義詮の推挙に依て、踐祚の事を議す。然れども(3) 三種の神器無きを以ての故に、疑難止まず。藤良基の曰く、「(5) 遙に天照大神を拝して、以て神鏡に擬へ、(6) 尊氏・義詮を以て宝剣に換ふべし。(7) 神霊の如きは、則ち良基不肖なりと雖も之に准ぜん。何の疑の有らん」。是に由つて議決す。

『中古日本治乱記』は、直前の記事、応安元年(一三六八)の南帝長慶即位を承け、「其頃」の京都の帝が後光厳院であったと紹介し、遡つて、観応三年(一三五二)の後光厳即位の事情を語る。(3) (4) は、『太平記』卷三二「三種ノ神器ヲハシマサデ、御即位ノ事ハ如何有ベカラント、諸卿異儀多カリケレ共、武家強テ申沙汰シケル上ハ、」をふまえた表現。(5) 以下が『二条殿秘説』『続本朝通鑑』と重なる。

まず問題になるのが、『二条殿秘説』『続本朝通鑑』が三種の神器の各々に対する代替措置を述べているのに対し、『中古日本治乱記』は(神鏡)の具体策を示していない、という点である。劍璽のみに言及するのは、皇位継承に際して神鏡は動座しないことを知つたのことも思われる(注1)。しかし、「帝王ノ御慎」に理念化し、「神器ヲ以テ神宝トスルノミニハ非ズ」と言つてしまつては、(6) 宝剣や(7) 神霊の代替措置も不必要とならう。

さて、三書の関係を見る上で、注意されるのが『中古日本

治乱記』(2)、『続本朝通鑑』(2) (6) に「義詮」の名が挙がることである。本節第1項に後光厳踐祚にいたる経緯を概観したが、『続本朝通鑑』が文和元年(観応三年)「冬十月、將軍源尊氏鎌倉ニ在リ、參議中將源義詮京師ヲ護ル」と記すように、後光厳踐祚の際は、尊氏は関東にあり、義詮が京都を守護していた。大日本史料第六編之一六が正平七年(観応三年)六月一九日条の見出しを「是ヨリ先、義詮、光厳上皇第三皇子ヲ立テ、政ヲ聴キ給ハソコトヲ広義門院ニ請フ。是日、女院、皇子ノ踐祚ヲ聴シ給フ」とする(史料の表記は「武家」とあるのみ)、尊氏・義詮の間で連絡はあつたであろうが、実際の交渉は義詮が行つたはずである。『続本朝通鑑』が『二条殿秘説』に拠りながら、「秘説」の「尊氏毛案シ煩レケルトキ」を採らず、「義詮の推挙に依て」と改めたのはその故であらう。『中古日本治乱記』(2)の「義詮」は『続本朝通鑑』の影響と思われる。詳細な編年記事を積み重ねている『続本朝通鑑』と異なり、『中古日本治乱記』が独自に考証を加え、ここに義詮の名を挙げる必然性は低い。

『本朝通鑑』は、『日本古典文学大辞典』(当該項目は飯田瑞穂の執筆)を摘記すれば(徳川家光の命を受けた林羅山の後を鴛峰が継ぎ、寛文一〇年(一六七〇)一〇月に全部の編修・清書を完了。幕府に献じられた中書本と清書本と二部が内閣文庫に現存し、その転写本も流布する)、という。『中古日本治乱記』の編者が『本朝通鑑』(続編も含む)の編纂に

関わっていたという類いの想定をすれば別であるが、『中古日本治乱記』の成立は、鶯峰が『二条殿秘説』を書写した寛永二〇年はもとより、『本朝通鑑』の成った寛文一〇年より降る、と考えるのが順当であろう。さらに、『本朝通鑑』の転写本を披見したと考えれば、『後太平記』刊年の延宝五年（二六七七）をも降る可能性も充分にあることになる。

三、二つの法令

別の側面から『中古日本治乱記』の生成過程を検討する。『理尽鈔』と『中古日本治乱記』『後太平記』三書の関係を考える上で以下の箇所が注目される。

〔対照表 1〕

〔 〕内は各作品の該当箇所。『後太平記』『中古日本治乱記』はそれぞれの該当巻を漢数字で、巻の中の章段の順番をアラビア数字で、同一章段中の順序は、「14の1」（巻一第4章段の1）のように表示する。

理尽鈔卷四〇	後太平記	中古日本治乱記
①將軍義詮病惱、頼之を執事・武藏守とする 〔9ウ〜11オ〕	①〔14の2〕	①〔13の1〕
		②頼之就任は鎌倉の基氏の説得ゆえ 〔11オ・ウ〕
		③頼之、諸大名への課役を軽減。 〔12オ〜15ウ〕
		④義詮死去 〔15ウ〜16ウ〕
	⑤頼之、教因と近藤盛政を新將軍義満の学の師に抜擢。 〔16ウ〜24オ〕	⑤〔43〕
	⑥A頼之「内ノ法」三条発令「貞治七年二月二日武藏守判在り」 〔24オ〜26オ〕	⑥B「御制法」三条「貞治七年二月二日武藏守判在り」 〔24の3〕
	⑦教因・近藤を介して、義満が須賀九郎・山口兵庫助処刑を頼之に命じるよう計る。頼之、須賀・山口を諫め、助命。 〔26オ〜29ウ〕	■〔ナシ〕
		②〔13の2〕
		④〔13の3〕 〔後光嚴踐祚〕 〔13の4〕
		⑥B「御制法」三条「応安元年二月二日奉行」 〔13の5〕
		⑤〔14の1〕
		⑥A「内之法」三条「貞治七年二月二日武藏守判在り」 〔14の2〕
		⑦〔14の3〕

⑧ 頼之、俊坊六人を用いて ⑧ (一五)
將軍周辺の俊奸を禁じる。 ⑧ (一四の4)

(29ウ〜30ウ)
⑨ 頼之、諸国の所領の帰属 ⑨ (四2の1) ⑨ (一15)
を正し、無欲に政道執行。
(30ウ〜32オ)

注目したいのは、執事となった頼之が発令したという法令である。(注2)

⑥ A「内ノ法」三条は「貞治七年二月二日」、⑥ B「御制法三箇条」は「応安元年二月二日」の発令となっている。貞治七年二月一八日に応安と改元されているから、A Bは同日。内容的にも、貞治六年一二月に実際に発令した禁制が儉約に関わる具体的な条項であるのに比べれば、A Bはいずれも抽象的な心構えを述べるものである。ことにBの第三条はAを要約したものといえる。A Bの共通性は高い。

この二つの法令と三書の関係は、次のいずれかである。
理尽⑥A ↓ 後太⑥B に改変。

↓ 中古⑥A・⑥B ともに撰取。
理尽⑥A ↓ 中古⑥A に加え、⑥B を作成。

↓ 後太⑥A を削除し、⑥B に置換。

後者の場合、『中古日本治乱記』編者は、同年月日の同種記事で、改元前と後の年号を併存させたことになる。この点

からも、『中古日本治乱記』が『理尽鈔』『後太平記』をとものに参照し、⑥A、⑥Bの奇妙な共通性に気づかず、あるいは気づいたとしても別個のものとして判断し、二つながら取り込んだとみなすのが自然な想定であろう。

ちなみに、⑥Aは、『理尽鈔』のこれまでの記載内容(とりわけ俊奸の議論)、表現(第一条の「無道至極セリ」は頻用される)と合致するものである。この点からも、『理尽鈔』が巻四〇「依拠資料」(中古日本治乱記)の文体・内容をそれ以前の巻の著述にまんべんなく敷衍した¹⁾という類の想定は不必要であることを付言しておく。

⑥A(理尽鈔巻四〇24オ〜26オ。形式を整え、漢文部分は訓み下した。中古日本治乱記はほぼ一致するが、『で括った、理尽鈔が傍記する口伝書きは存在しない)』

又、頼之、内ノ法ト号シテ掟ヲ出レシ条数有リ。其掟ニ云ク、一、御近衆ノ人々、賤モ奸心ヲ以テ、仰ニ随ハンガ為ニ、不善ヲ以テ善ナリト言上スル事大ナル曲事ナリ。又、当座賞ヲ貪ラン為ニ邪曲・徒ラ事ヲ申進ムル事無道至極セリ。傍輩ニ於テハ、他ヲ惡道ニ引入スル族、公儀ニ於テハ大奸不忠ノ人也。隱謀ノ大罪ニ同ゼン物カ。且ハ天下ヲ乱スノ端也。且ハ幼君ノ怨敵也。何事カ此ニ然ヤ。諫ムベキヲ諫メザルハ猶戸位也。益シテ同ゼンヲヤ。況ンヤ邪ノ徒事ヲ進メ奉ランヲヤ。堅ク是ヲ禁ズベシ。自今以後は如ノ族在バ、

早く親疎ニ依ラズ、見聞次第ニ訴フベシ。最大忠也。其ノ賞何ゾ浅カラシヤ。并ニ彼奸人ニ於テハ軽重ニ依テ先代ノ法ニ任セテ罰ラルベキノ事。

一、私ノ遺恨ヲ達セン為ニ、公儀ヲ借、毛ヲ吹イテ疵ヲ求メ、言ヲ巧ミニシテ、密カニ幼君ニ訴ヘ奉ルノ事、兼テハ又一身ヲ立ンガ為、他ノ難非ヲ顕ハス事。付リ、幼君ノ仰ニ隨テ善カラザル人ヲ善也ト言上仕、善ナル人ヲ不善ト仕、大善ヲ隱シテ小悪ヲ言上仕、大悪ヲ隱シテ小善ヲ言上ス。加之(中古・蓬左)如此。中之島「如之ス」、国会・京大「加之」上部ニハ巧ミテ和ト愛ト直トヲ偽リ、内ニハ貧ト欲トノ深ヲ隱ス。小倭ハ小災発リ、大倭ハ大災発セリ。幼君邪路ノ大穴ニ墮トシ入レ奉ルノ大禍在。政道ノ邪魔タリ。又ハ天下大乱ノ端、国ヲ亡ボスノ根也。此ヲ倭人ト云フナルベシ。是ノ如キノ人、是又隱謀ノ大罪ニ同ゼンカ。此ヲ見聞シテ侍所ニ訴ル者ノ大忠タルベシ。《私云將ノ悪ヲ大ト云フゾ》將又彼ノ倭人ニ於テハ大ニ罪スベシ。小奸小倭ヲモ閣ク事ナカレ。小悪ヲ禁ゼザレバ大悪発リ、小善ヲ賞セザレバ大善滅スト。御近習ノ人々此ノ旨ヲ存ベキ事。一、私用ヲ專ト仕、遊樂ヲ事トシ、又ハ人ノ為ニ謀リテ忠アラザランヤト云テ、傍輩ノ用ヲ重クシ、奉公ノ行ヲ怠ル事大ナル僻ナリ。凡ソ諸文ヲ学シ、諸芸ニ達セントスル事其ノ用何事ゾヤ。其ノ職ニ居シテ其ノ行ヲヨク成シナントスルニ有リ。行ニ学ノ徳用ナク、芸ノ用ナクンバ何ニカハセ

ン。益シテ行ニ怠リ有ランヲヤ。公ヲ立テ私ヲ次ニスルハ古ヘノ道也。公ヲ背テ私ヲ立ルハ無道ナリ。《私云口伝アリ。一身ノ事專トスレバ諸人皆然也。即国乱生ズ》国乱ノ根ナレハ也。益シテ遊樂ヲ專トシテ職ノ行ヲ次ニセン者ノ国賊也。何ンゾ公ノ大恩ヲ受ケテ其行怠ランヤ。又公(中古・君)ノ恩ヲ報ジ、忠ヲ成ス事、父母ニ替ハルハ古ノ道也。益シテ傍輩ヲヤ。人為ル者誰カ此ノ理ヲ知ラザランヤ。知ナカラ角アラン者ノ侈リノ頂トスル物也。私ニ(中古・私ヲ宗トシテ)傍輩ニ主ノ恩ヲ忘ルルハ侈リノ成ス所也。又身ニ文才、芸ノ功ナク忠ナフシテ大職ヲ望ミ大國ヲ領セン事ヲ思フ。此過分ノ奢侈也。諸人ヲ惱乱セシムルノ端也。天下ノ大乱ノ根也。《私云、口伝アリ。古ノ道捨ノ心ゾ》幼君ノ威ヲ破リ、御家ヲ亡スノ逆臣也。不忠無道ニシテ恩ヲ知ズ。其ノ大罪一ニ非ズ。是如ノ人其ノ罰重カルベシ。此ヲ見聞シテ侍所ニ訴フル者ハ大忠タリ。貴賤上下ニヨラズ恩賞最モ深カルベシ。亡失スル事ナカレ。付タリ、位無シテ威貴ク身ヲ蔽リ、バサヲ好ミ、是又過奢ト慢ト也。大ニ此ヲ禁ズベキ事。

右ノ条々堅ク申定メ終ヌ(中古・相守ベシ)。若違犯ノ輩、之在ルニ於テハ貴賤ヲ論ゼズ、罪禍、法ニ順ズベキ者也。仍テ掟件ノ如シ。

貞治七年二月二日 武藏守判在リ。

⑥B『後太平記』版本卷一8ウ・9オ。中古日本治乱記は末尾の「武蔵守」を「奉行」とする他は、これに一致」

御制法三箇条

一、当時乱世之費^{ツイヘ}ニ乗ジ、貴賤皆利欲ヲ事トス。甚ダ以テ無道也。蓋シ利用之物外ニ懸ケ、嗜慾^{キョク}之情内ニ動ク。茲ニ因テ四夷悉ク貪競^{タシキキョウ}之行ニ進ミ、数^{シバシバ}奸盜^{ケンタウ}ヲ為ス者多シ。或ハ其功業^{キコウ}ヲ去テテ、忠烈^{チュウリョウ}ヲ失フ党者、是則チ国賊也。自今以後堅ク乱妨ヲ停止スベキ事。

一、諸侯并ニ近習外様之党、政道^{セイダウ}ヲ輕ンジ、禁法^{キンポフ}ヲ犯ス者、其罪甚^シダ以テ輕カラス。速^{スズカニ}ニ嚴科^{エンカ}ニ処スベキ事。

一、貴賤各佞媚^{ネイビ}ヲ以テ、公儀^{コウギ}ヲ諂^{ヘン}ラヒ、讒訴^{センソ}ヲ構ヘテ、公ニ事^{ツカフ}ルコト、尤モ以テ非義^{ヒキヤ}之至、且ハ乱ヲ招ク基也。転之ヲ慎シムベキ事。

右条々堅ク相守ルベキ者也。

応安元年二月二日 武蔵守

⑥Aは「内ノ法」とはいえ、各条が条文としては長すぎる。『後太平記』が⑥Bに改めたのは、制法としての体裁を考えたのである。

四、頼之執事就任と在京の大小名

前掲表②に相当する記事。『理尽鈔』は、鎌倉の基氏が頼

之を執事に推挙したが、頼之は固辞していた。しかし、義詮の病状が進み、諸大名の訴えにより、頼之が執事に定まる。

將軍病惱ノ急ナルニ仍テ、佐々木崇永ト土岐・山名父子・

武田・赤松・大内等ニ至ルマデ、「此人ニ非ズンバ、其功ヲ立テ難シ」トゾ申ケル。之ニ依テ將軍モ角ハカラヒ給テゲリ。(四〇12オ)

これを『後太平記』は次のように記す。太字は『理尽鈔』と共通する人名。

中ニモ大内修理大夫弘世、佐々木治部太輔高秀、同判官入道崇永、赤松大夫判官光範、一色左京大夫詮範、土岐

大膳大夫入道善忠、山名伊豆守時氏、其外仁木、武田ヲ初トシテ各諫文ヲ捧ゲ、細川右馬頭頼之ヲ以テ執事補任ノ諫急也。茲ニ因テ四国ニ急使ヲ下サレケル。頼之、早速京著坐シケル。(一七オ)

『中古日本治乱記』の頼之就任の経緯は、上記二書とは少し異なる。列記の武士達（論述上、IⅡⅢに分かつ）は義詮に招集されたのであり、頼之推挙の面々というわけではない。今度御不与ノコトニ依テ、急ニ頼之ヲ召上セ玉ヒ、其頃在京ノ大小名ヲ御所ニ召集ラレ、頼之ヲ執事ニ補セラ

ル事ヲ直ニ仰渡サレケリ。其時出仕ノ大名ニハ、
(I) 大内修理大夫弘世、佐々木治部太輔高秀、同判官入道崇永、赤松大夫判官光範、一色左京大夫詮範、土岐大膳大夫入道善忠、山名伊豆守時氏、仁木左京大夫義長、

〔Ⅱ〕畠山尾張守義深、斯波治部太輔義重、土岐直氏、

安東信濃守高基、曾我美濃守氏祐、佐々木四郎左衛門尉

師政、八代新藏人師国、①小串二郎左衛門尉清永、⑤毛

利小太郎元春、⑥三好信濃守時政、⑦本郷左近將監詮泰、

②宮下野守時正、③小早川美濃守貞平、④海老名七郎左

衛門尉詮秀、⑧伊原小四郎元信、青木因幡守時親、永井

宮内少輔貞秀、左沢伊予守満広、水谷左衛門尉秀有、兼

常讚岐守治朝、高野伊賀守知貞、宍戸五郎家平、

※八五巻本も含め、他本は①～⑧の順。こちらが、

後述の『後太平記』巻二の掲出順に一致する。

〔Ⅲ〕畠山右衛門佐基国、山名左衛門佐師義、舍弟民部

少輔氏清、同伊予守時義、細川頼之、同頼元等伺候シ、

敬テ仰ヲ承リ退出ス。

この『中古日本治乱記』の記事には不審点が多い。

○頼之を執事補任を言い渡す記事の末尾に、頼之の名を挙げ

ること。

○同族の表示が分散していること。佐々木(Ⅰ・Ⅱ)、土岐(Ⅰ・

Ⅱ)、畠山(Ⅱ・Ⅲ)、山名(Ⅰ・Ⅲ)。後掲の『後太平記』

Ⅱ記事にも分散はあるが、行事の際の守備位置の相違に基

づくものである。

○『理尽鈔』『後太平記』に共通する「武田」の名が、かく

も多数の人名列挙の中に見えないこと。

○〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕〔Ⅲ〕は、左に示す『後太平記』の三箇所の記

事に登場する人名列挙と一致度が高いこと。

〔Ⅰ〕『後太平記』上記引用箇所(巻一「細川右馬頭頼之執

事職之事附御制法三箇条。版本巻一七才)。

〔Ⅱ〕『後太平記』巻二「五星出現之事付慶賀星供之事」

(版本巻二二才・ウ。傍線はⅠに既出。網掛部分がⅡ

と共通)

…殿ヲ阻テ伺候ノ大名ニハ、執事細川武藏守頼之、畠

山尾張守義深、斯波治部太輔義重、山名伊豆守時氏、

佐々木佐渡入道道誉、仁木左京太夫義長、赤松筑前

守光範、(中略)列座アリ。殿外ノ警衛ニハ、佐々木

治部太輔高秀、土岐直氏、殿前ノ白洲ニハ、安東信

濃守高泰、曾我美濃守氏助、佐々木四郎左衛門尉師政、

八代新藏人師国、①小串二郎左衛門尉清永、②宮下

野守時正、③小早川美濃守貞平、④海老名七郎左衛

門尉詮季、⑤毛利小太郎元春、本間左衛門太郎義景、

⑥三好信濃守時政、彦部新左衛門尉秀光、⑦本郷左

近將監詮泰、⑧伊原小四郎元信、青木因幡守時親、永

井宮内少輔貞秀、左沢伊予守満広、水谷左衛門尉秀有、

兼常讚岐守治朝、高野伊賀守知貞、宍戸五郎家平、皆

一樣ニ白地ノ直垂ニ(後略)

〔Ⅲ〕『後太平記』巻二「官軍退治之評定付蜀劉備之事」

(版本巻二9ウ。傍線はⅠ既出、網掛はⅡ既出。波線

はⅢと共通)

…召ニ依テ出仕ノ大名ニハ、執事細川武蔵守頼之、同猶子右馬頭頼元、畠山尾張守義深、同右衛門佐基國、山名左衛門佐師義、同舎弟民部少輔氏清、同伊予守時義、仁木左京大夫義長、赤松大夫判官光範、佐々木佐渡入道々誉、同治部太輔高秀、土岐大膳大夫入道善忠、各二条ノ御所ニ馳集リ、官軍退治ノ評定区々ニ議セラレケル。

仮に『後太平記』が『中古日本治乱記』を参照したとする場合、頼之執事就任記事では(Ⅰ)部分のみで引用を終え、しかも、「仁木」は名字の掲出に留め、「武田」を『理尽鈔』から補ったことになる。あまりにも不自然な想定である。

さらに、卷一の慶賀星供記事には(Ⅱ)部分を利用し、(Ⅰ)と共通する人名の他、『中古日本治乱記』には見られない佐々木佐渡入道道誉、本間左衛門太郎義景、彦部新左衛門尉秀光の名を間に織り込んだことになる。新たに挿入した人名は別種資料に拠ったとすれば、そもそも『中古日本治乱記』の人名列挙を参照する必要は無い。適宜挿入したものであるならば、あえてそのような措置をする意図がわからない。

『理尽鈔』に拠りつつ、一部を補った『後太平記』の記事を『中古日本治乱記』が受け継ぎ、さらに『後太平記』の別の人名列挙箇所から補った。(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)に同族が分散しているのは、『後太平記』の三箇所の人名を重複者を省き

つつ、そのまま継ぎ合わせた結果と思われる。また、「武田」を省いたのは、三箇所ともに武田の官職・名前の表示が無かったためである。

前節と併せ、『中古日本治乱記』が『後太平記』を参照していることは確実といつてよい。

五、正儀降参説

(対照表2) ※凡例は(対照表1)に同じ。

理尽鈔
①頼之、頭要齊を遣わし、武家合体を勧める。正儀、乗り気の和田・恩地らを諫め、拒絶。
(三九18才〜22才)

	後太平記 (ナシ)	中古日本治乱記
A. 正儀、芳野参内 (一6)	■	(※正儀が和田・恩地らを諫めたことは、(二2)正儀降参記事に言及あり)
B. 正儀直ちには動かず。投降を決意するも披露せず (一6の2)	A. 恩地らの進言に、正儀参内 (一6の1)	

河内に挙兵 〔一七〕	C. 正儀、 C. 〔一七〕	③ 1 正儀千 劍破合戦 〔三三〕	③ 1 〔一10の2〕	D. 正儀、諫めを聞か ず降参。和田・恩地ら、 正勝・正元を取立て、 宮方に属す。正儀、上 洛して頼之、義満と対 面。正勝らに攻撃され、 頼之の救援を受く 〔二二〕
② 頼之、河内発向。矢 尾を落とすし、山名を河 内に留める。 〔三三〕	② 〔三二〕 〔三三〕	③ 2 正儀千 劍破合戦。 正成壁書を読む 〔七4〕〔6〕	② 〔二9〕 〔一10の1〕	③ 2 正勝千劍破合戦。 恩地、正成壁書を読む 〔三二〕

④ 正儀病死ノ後、楠終
ニ打負ケテゲリ。
④ 正儀病死
〔八二〕

E. 和田正
武病死
〔八三〕
F. 和田正武、南都発
向の京勢の帰途を襲う
〔三三〕

⑤ 赤坂ノ城ヲモ落トサ
レ、千劍破ノ城一ツヲ
守ツテゾ居タリケル。
⑤ 赤坂落城
〔八六〕
⑤ 赤坂落城
〔三九〕

正儀ガ次男小二郎正勝
トゾ申ケル
⑥ 正勝、千劍破城を去
る。
〔四〇46ウ〕
⑥ 〔二四三〕
⑥ 〔六2の1〕

⑦ 正元、討たれる
〔四〇46ウ〕
■ (ナシ)
⑦ 〔六2の2〕

《表の注記》

※『理尽鈔』欄

- ・ ②～⑤は一連の記事である。
- ・ ⑥⑦は連続する記事で、次のようである。「⑥又楠正勝ハ終ニハ畠山ニ打負テ千破劍城ヲモ落レテ、吉野・十津川ノ辺ヲ彼方・此方ト隠レケルガ、数年ヲ経テ後、世モ心安ク成リテゲレバ、和州ノ方ニ出テ親キ者共ヲ頼ンデ心安ク一生ヲ送りケルトニヤ。⑦次男正元ハ都ニ上リ、

將軍ヲネラヒ奉テ、間ヲ伺ヒケレ共、事忽チニ露顯シテ郎従十八人共ニ西三条ニテ討レニケリ。」

※『後太平記』欄

・Aについて、『太平記秘伝理尽鈔』研究「六四四頁に、『南朝太平記』が『後太平記』を利用していること」にふれて、以下のように注記した。

卷一「楠正儀参芳野事」は、正平二三年三月三日に、正儀が芳野の皇居に参じ、父正成三十三忌に当たつて討死の覚悟を奏上したところ、主上は南殿に出御し、討死は忠に非ずと制した、という。『太平記』卷二六「正行参吉野事」の焼き直しであるが、史実では後村上帝は、同年三月一日に住吉行宮にて崩御。本記事は『南朝太平記』卷二三も撰取しているが、むしろ創作である。

※『中古日本治乱記』欄

・Bの詞章「其頃細川頼之が方ヨリ和睦ノコトヲ通ジケルニ、正儀頓テ領掌シテ、將軍方ニ為ルベキ由ヲ申ナガラ、未一族郎従ニ披露セザリシ」

・Dは卷二「楠正儀降参附河州石川合戦之事」

：此間二頼之、謀ヲ廻シ、和睦ノコトヲ正儀ガ方ヘ申送タリシニ、始ノ程ハ父正成、兄正行ガ遺言ヲ守リ、將軍ニ従ハザリケルガ、次第々々ニ勢微ニ成テ、力衰ケレバ、「降参セン」ト申ケレバ、舍弟帯刀正勝・

同二郎正元（割り注…一説ニハ此人、正儀ガ息ナリト）、和田泉守正武、恩地左近又太郎、湯浅権守、志賀右衛八郎、天野刑部丞、熱川権太郎、以下一同ニ申ケルハ（下略）

とある。正儀の動向については、『続本朝通鑑』が理尽鈔①の記事を第一四四、貞治四年「是年」に掲出した上で、割り注で「按ズルニ評判ノ記ス所此ノ如シ。然レドモ後年正儀遂ニ降ルヲ以テ之ヲ見ルトキハ、則チ正儀モ亦此時既ニ疑慮有ルカ。又按ズルニ、正儀降ル時、部属等猶南朝ニ候シ、正儀ヲ攻ムルトキ、則チ評判ノ記ス所、疑無キニ非ズ」と疑念を呈している。また、第一四四、応安元年「頃年」にも頼之のねんごろな誘いに、「帰服之志」が生じたと記す。第一四五、応安二年正月二日には、正儀が帰服を告げ、四月二日には入洛し、頼之・義満に謁したこと、応安三年一月には、和田某らの攻撃を受けた正儀を、頼之が山名らに命じて救援したことを記す。『理尽鈔』及びその骨格を受け継ぐ『後太平記』は、正儀が投降の誘いを最後まで退けたと記す。これに対し、『中古日本治乱記』は、『続本朝通鑑』の記述を參觀して、正儀が投降し、一族から攻撃を受けることになった、と記す。正儀が上洛して頼之・義満と対面したことは『花宮三代記』等にも記されている史実である。なお、拙著六二八頁に

卷三九では、南朝に降っていた大内・山名・仁木の帰服

を頼之の尽力によるとし、楠正儀にも投降を働きかけたという（正儀との交渉は『理尽鈔』独自記事。正儀が拒否し、実現しない）。

と記したが、舌足らずであった。傍線部は「（対照表2）①」というような、正儀との交渉は『理尽鈔』独自記事」と改める。

問題は、記事Dにおいて「舍弟帯刀正勝・同二郎正元（割り注：二説ニハ此二人、正儀ガ息ナリト）」と記すことである。「二説」は『理尽鈔』『後太平記』等の記述を意識しているようだが、正勝・正元が正儀の弟であれば、二人は正成の子ということになる。しかし、そのような系図の存在は疑わしい。おそらく『中古日本治乱記』は子どもが親に背いた、という構図を嫌ったものと思われる。

おわりに

以上、標題に掲げた三書の間係を考えた。『後太平記』が『理尽鈔』を参照し、『中古日本治乱記』は『理尽鈔』と『後太平記』を併せ参照している。したがって、『中古日本治乱記』の序、跋、再跋は仮託であり、実際の成立は『後太平記』の刊年延宝五年（一六七七）を降る。

注

(1) 『日本史小百科 神道』（東京堂出版、二〇〇二）「平安期に入る」と、天照大神の形代たる神鏡は、動座せず、皇位継承に際しては、宝剣と、鏡に代わって神璽が、新天皇に奉上されることとなった。

これを劍璽渡御という。」（一七八頁。項目執筆者、伊藤聡）。

(2) 『花宮三代記』（群書類従第二六輯。訓み下す）に載る禁は五箇条であり、内容も年月日も異なる。

禁制条々。貞治六十二

一年始諸人引出物、一向停止スベキ事。

一 所々雑掌、儉約タルベキ事。

一 精好大口、織物小袖、著ルベカラズ。金具鞍、用フルベカラザル事。

一 中間以下輩、金、銀、梅花皮等腰刀、停止スベキ事。

一 同輩直垂之絹裏、絹腰并烏帽子懸、用フルベカラザル事。

貞治六年十二月廿九日

執事（六条万里小路）亭ニ於テ、自「虫蝕」時ニ堅ク此法ヲ守ラレ畢。

なお、大日本史料第六編之二八に「頼之ノ内法三箇条等、後世ノ作ナルベシト雖モ、姑ク左ニ附取ス、」と断つて、（細川頼之記）と〔武家雲箋〕に載る三箇条を示しているが、前者は『理尽鈔』⑥Aに一致し、後者は『後太平記』⑥Bに等しい。『細川頼之記』が理尽鈔の影響下にあることは、武田昌憲「細川頼之記」と『理尽鈔』〔茨女国文9、一九九七・三〕、同「理尽鈔」と『細川頼之記』―『理尽鈔』の影響―（軍記と語り物33、一九九七・三）が指摘している。

（いまい・しょうのすけ 本学名誉教授）